|  |
| --- |
| **大阪府所蔵美術作品「見せる収蔵庫」設置業務**  **企画提案公募仕様書** |

１　事業名

大阪府所蔵美術作品「見せる収蔵庫」設置業務

２　事業目的・概要

大阪府では、所蔵する美術作品「大阪府20世紀美術コレクション」（以下「所蔵美術作品」という。）を府内各地に展示するとともに、バーチャル空間での作品鑑賞等が行える「大阪バーチャル美術館(enoco＋)」を運営することで、府民や国内外からの来阪者に対して、所蔵美術作品の鑑賞機会を　　提供しています。

本業務では、大阪・関西万博のレガシーを継承する取組みとして、所蔵美術作品の活用・保全を行うため、保管・展示の拠点「大阪府所蔵美術作品『見せる収蔵庫』」を設置します。「見せる収蔵庫」には、現在、府有施設に暫定的に保管している大型立体作品等を適切に保管する「保管スペース」と、ショーウィンドウ越しに作品が鑑賞できる「展示スペース」を設け、府民や国内外からの来阪者に所蔵美術作品の鑑賞機会を提供するとともに、観光資源としての活用を図ります。

|  |
| --- |
| 【大阪府２０世紀美術コレクションについて】  大阪府が所蔵する美術作品。関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品をはじめ、１９９０年代に開催した「大阪トリエンナーレ」の受賞作品等の絵画や版画、彫刻、写真など、約7,900点の美術作品を所蔵している。  これらの作品は、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（通称：enoco）の指定管理者（以下　「ｅｎｏｃｏ指定管理者」という。）が管理・活用を行っており、ｅｎｏｃｏでの企画展のほか、府庁舎や万博記念公園等、府民に身近な場所での展示や美術館等への貸出業務に取り組んでいる。  なお、大阪府は常設展示を行える美術館を有しておらず、所蔵美術作品の鑑賞については、令和６年度から実施している「大阪府所蔵美術作品活用活性化事業」(以下「活性化事業」という。)　　　　　　やｅｎｏｃｏの貸出業務等により、府内各地に所蔵美術作品を展示することで、その機会提供を図っている。大阪・関西万博では、会場内で「(仮称)大阪府２０世紀美術コレクション展」（以下、「コレクション展」という。）を開催し、府民や国内外からの来阪者に鑑賞機会を提供するとともに、観光資源としての活用を図ることで、大阪府を訪れる観光客の増加につなげることをめざしている。  　　　　また、「大阪府２０世紀美術コレクション魅力発信事業」(以下「コレクション事業」という。)では、令和５年度より、所蔵美術作品のバーチャル展示やデジタルアーカイブをコンテンツとした「大阪バーチャル美術館(enoco＋)」の運営を行うとともに、バーチャル空間での作品鑑賞が、リアルでの作品鑑賞（実際に展示している作品の鑑賞）につながるよう、府内各地で展示されている所蔵美術作品の展示場所の紹介等を行っている。  (参考)  〇　enoco Webサイト  <https://www.enokojima-art.jp/>  〇　所蔵美術作品の展示場所  <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11261/20230801_tenjisaki_1.pdf>  〇　大阪バーチャル美術館(enoco＋)  <https://www.enoco.jp/> [Ｗｅｂサイト]  <https://www.instagram.com/osakavirtualartmuseum/> [instagram]  ○ 大阪・関西万博の会場内で実施する「コレクション展」  場所：ギャラリーEAST  日程：令和７年９月１３日(土曜日)から令和７年９月１５日(月曜日・祝日)まで[予定]  <https://www.expo-osaka2025.com/osakaweek/regular/event/0913_fuminbunka.html> |

３　履行期間

令和７年７月下旬から令和８年３月３１日（火曜日）まで

４　委託金額の上限額

27,830,000円（消費税及び地方消費税を含む）

５　委託業務の内容と提案を求める事項

本事業では、次の(1)～(4)の業務を実施することとし、「提案を求める事項」に記載の、その効果的な実施内容等について、提案を求めるものである。

事業の実施にあたっては、ｅｎｏｃｏ指定管理者、活性化事業及びコレクション事業の受託事業者等と　相互に連携して効果の最大化を図りつつ、大阪府と各業務の具体的な内容を十分に協議した上で、　　実施していくこと。

また、大阪・関西万博のレガシーを受け継いだ大阪の持続的な成長・発展につながるよう、取り組むこと。

**（１）収蔵庫設置に係る企画調整**

大阪・関西万博のレガシーを継承する取組みとして、所蔵美術作品の活用・保全を行う、という本事業の目的に沿うよう、業務全体のコンセプトを設定すること。また、そのコンセプトに基づき、大阪府が賃借した設置場所を「保管スペース」と「展示スペース」を備えた収蔵庫となるよう、レイアウトの詳細なプランを作成するとともに、開設時の「展示スペース」における作品展示について企画すること。あわせて、それらの実施に係る一切の調整を行うこと。

【業務詳細及び留意事項】

**①収蔵庫の設置場所について**

○ 収蔵庫の設置場所は、大阪府が令和７年１０月より賃借する場所とする。具体的な場所、図面、管理　規則等は別添資料１（以下、「設置場所に関する資料」という。別途、開示申込を行った者のみに開示）を参照すること。なお、図面と現状には軽微な相違がある場合がある。

○ 収蔵庫の賃借料・空調代・電気代は、大阪府が負担する。設置に係る、それ以外の一切の費用は、　　　本事業の委託料より支払うこと。

**② 収蔵庫のレイアウトについて**

（レイアウト全体について）

○ 現在、府有施設に暫定的に保管している大型立体作品等を適切に保管する「保管スペース」と、収蔵庫の外からショーウィンドウ越しに作品が鑑賞できる「展示スペース」を設けること。

〇「展示スペース」と「保管スペース」は、パーテション等を用いて区切ること。区切りとなるパーテション等の設置にあたっては、設置場所の管理規則を遵守すること。

（「保管スペース」について）

〇 「保管スペース」に保管する所蔵美術作品は、府有施設で暫定的に保管されている大型立体作品等約１００作品を予定している。詳細は、別添資料２（以下「搬入予定作品資料」と呼ぶ。別途、開示申込を行った者のみに開示）を参照すること。ただし、搬入予定作品資料に記載があっても「保管スペース」に搬入しない作品、搬入予定作品資料に記載がなくても「保管スペース」に搬入する作品が発生する可能性がある。また、搬入予定作品資料に記載されている「現在の保管場所」は、作品を搬入するまでに変更となる可能性がある。これらをふまえ、収蔵庫の開設時に「保管スペース」で保管する作品に　　ついては、契約締結後、府と協議の上、決定すること。

〇 収蔵庫の開設後、作品の搬出入があることを想定し、人や作品の移動が容易に行えるよう、通路を設けること。また、修復が必要な作品と不要な作品を分ける等、必要に応じて、「保管スペース」内でもパーテション等を設置して空間を区切ること。なお、作品の区分けは、契約締結後、府と協議の上、決定するものとする。

〇　保管している立体作品を組み立てて、その状態を点検、修復するためのスペースを設けること。また、「展示スペース」で展示している作品を収納していた箱等を保管するためのスペースを設けること。

〇 「保管スペース」内の作品は平置きすることを原則とするが、収蔵方法については大阪府と協議の上、決定すること。作品を重ねて設置する場合は、大阪府に対して、その方法が作品を保管するにあたり、有益である理由を示すこと。

〇 「保管スペース」に設置予定の所蔵美術作品の多くは、大型立体作品であり、重量のある部品も多いため、一カ所に重量物が集中しないよう、留意すること。また、複数の部品から構成される作品については、原則として、作品ごとに部品をまとめて収蔵すること。

（「展示スペース」について）

〇　設置場所の壁面の一部は、ガラス張りとなっているため、その面をショーウィンドウとして、収蔵庫の外から作品を鑑賞できるよう、「展示スペース」に作品を展示すること。

〇 「展示スペース」の内装は、設置場所の管理規則を遵守した上で、作品鑑賞にふさわしい状態に整備すること。なお、「展示スペース」は、収蔵庫の外からの鑑賞を原則とするが、作品鑑賞を目的に「展示スペース」内に人が立ち入ることも想定しておくこと。

〇　収蔵庫の開設後、展示替えや展示位置の変更を行うことを想定したレイアウトとすること。

〇 より良い鑑賞機会の提供となるよう、所蔵美術作品に加え、展示パネルやキャプション等、作品鑑賞に必要な物品を「展示スペース」内に設置すること。なお、設置位置の決定にあたっては、これらの物品が、原則、収蔵庫の外から見るものであることに留意すること。

（レイアウトの決定にあたって）

○ 大阪府及び設置場所の管理者と協議の上、収蔵庫のレイアウトを決定すること。レイアウトの決定にあたっては、下記資料を作成する等、大阪府がその内容を十分に検討できるよう、対応すること。

＜作成資料の例＞

・ 全体図面

　　（「保管スペース」「展示スペース」「通路」等の位置及びその寸法がわかるもの）

　・「保管スペース」配置図

　　（保管する所蔵美術作品がどこに保管されるかを示すもの。必要に応じて、部品単位でその位置を示すこと）

　・「展示スペース」配置図

　　（開設時に展示する作品の展示位置や展示に係る備品の位置を示すもの）

・ラフ画

　　（「見せる収蔵庫」の全体イメージが把握できるもの）

**③ 収蔵庫開設時の「展示スペース」における作品展示について**

〇　収蔵庫の開設時に「展示スペース」で展示する作品については、搬入予定作品資料に記載されている大型立体作品等をはじめ、令和７年９月中旬に大阪・関西万博の会場内「ギャラリーＥＡＳＴ」において開催するコレクション展で展示した作品等、府民や国内外からの来阪者が鑑賞したいと思う作品を所蔵美術作品全点の中から選定すること。展示作品の決定は、修復の要否等、作品の状態を考慮し、大阪府と協議の上で行うものとする。

〇 選定にあたっては、そのコンセプトを明確に示すこと。コンセプトについては、所蔵美術作品の観光資源としての活用や大阪・関西万博のレガシーの継承につながるものとなるよう、設定すること。なお、大阪府では、本事業終了後も「見せる収蔵庫」を継続して運営することを検討している。

**（２）収蔵庫の整備**

「（１）収蔵庫設置に係る企画調整」で企画したレイアウトに沿って、必要な内装工事等を行うこと。

【業務詳細及び留意事項】

〇　工事等の実施にあたっては、設置場所に関する資料に記載の内容を遵守するとともに、大阪府や設置場所の管理者と綿密な調整を行うこと。

〇　大阪府が設置場所を賃借後、できる限り早い時期に工事が行えるよう、契約締結後、速やかに整備に必要な体制（機材・人員等）の確保を行うこと。

〇　設置場所の管理者への届出等、工事等の実施にあたり必要な一切の手続き・調整を行うこと。

〇　収蔵庫内を美術作品の保管に適切な湿度を保てるよう、除加湿器を設置すること。設置する除加湿器は、加湿方法が気化式のものとする等、美術作品への影響ができる限り小さくなる規格を採用すること。また、収蔵庫全体の湿度が一定に保たれるよう、除加湿器１台あたりの適用床面積に沿って、必要な台数を設置すること。なお、調達した備品は、　原則として、本事業終了後も、大阪府が収蔵庫の設置場所の賃借を続ける限り、収蔵庫内の湿度管理のために利用する。

〇　収蔵庫内の照明については、「展示スペース」と「保管スぺ―ス」の区切りに対応するよう、整備する　こと。また、「展示スペース」の照明については、展示作品に応じて、照射位置・照度等を変更できるようにすること。

〇　設置場所のガラス張りとなっている壁面に、内部が覗けないよう、シートが貼られているところがある場合は、シートを剥がし、外から収蔵庫内に展示している作品を鑑賞しやすいショーウィンドウとして、整備すること。

〇　受注者は、設置場所に関する資料をもとに、法令に基づき、必要な台数の業務用ABC粉末消火器を設置すること。

**（３）所蔵美術作品の搬入・展示**

　　「（１）収蔵庫設置に係る企画調整」で企画したレイアウトに沿って、所蔵美術作品を収蔵庫に輸送し、「保管スペース」に搬入または「展示スペース」に展示すること。

【業務詳細及び留意事項】

**①作品輸送について**

〇 美術作品は取扱いに注意を要することから、業務全般を熟知した現場責任者（美術梱包輸送技能取得士等）が立ち会い、各作業員に明確に作業手順・内容の指示を行うとともに、一般的に美術品輸送とされる手法により梱包、輸送、解梱、作品の組み立て等を行うこと。

〇 万一、次の事項の事故が生じたときに備え、必要な輸送及び展示作品等の保険等への加入も検討　　するなど、事故が生じた場合には委託事業者の責任において処理及び補償すること。

・第三者、施設利用者及び委託事業者の人身事故

・作業車両による全ての事故

・収蔵・展示施設内通路の縁石・植栽及び建物とそれに付随する設備に対する事故

・対象作品等に対する事故

・その他委託事業者の管理に基づく事故

〇 設置場所の整備が完了次第、作品輸送が行えるよう、契約締結後、速やかに必要な体制（機材・人員・車両等）の確保を行うこと。

**②「保管スペース」に搬入する作品について**

（ラベル等の取付について）

〇　「保管スペース」に搬入する作品については、搬入後も、すべての部品が、どの作品のものであるか、　　容易に識別できるよう、部品にラベル等を取り付けること。なお、ラベル等の取付方法は、大阪府と協議の上、作品を傷つけないものとすること。作品に直接、ラベルシール等を貼り付けることは厳禁とする。

（府有施設に暫定的に保管されている所蔵美術作品について）

○ 搬入予定作品資料に「組立済み」と記載されている作品は、府有施設内で分解作業を行った後に、　　「保管スペース」に搬入すること。分解作業の実施にあたっては、大阪府が指定する専門家から助言を得て、適切な方法で実施することとし、専門家から助言を得るために必要な費用や分解に必要な機材の手配に係る費用は、本事業の委託料から支払うこと。

〇　作品を輸送する時点で、府有施設に暫定的に保管されている所蔵美術作品で、収蔵庫に搬入しない　　作品がある場合は、その作品を府の指定する場所へ輸送すること。なお、収蔵庫に搬入しない作品が搬入予定作品資料で「組立済み」と記載されている場合は、収蔵庫に搬入する作品と同じく、分解作業を行った後に輸送すること。

〇　作品を輸送する時点で、暫定的に所蔵美術作品を保管している府有施設内の全ての物品は、大阪府が指定する場所へ輸送もしくは適切に廃棄すること。また、輸送後に、府有施設内の清掃等を行い、原状復帰を行うこと。原状復帰にあたり発生した廃棄物も、全て適切な処分を行うこと。

**③「展示スペース」における作品展示について**

〇「展示スペース」で展示する作品については、その作品を収蔵若しくは展示している場所から適切な方法で輸送し、事前に大阪府や展示場所の管理者等と調整の上、決定した展示方法により設置すること。

〇 展示に係る備品（ピクチャーレール、スポットライト、展示台、展示ケース等）を調達すること。その仕様等は　大阪府と協議の上で、本事業の委託料の範囲で調達可能なものとすること。なお、調達した備品は、　原則として、本事業終了後も、その作品展示が続く限り、展示のために利用する。

〇 作品鑑賞に資する物品（展示パネルやキャプション等）は、美術作品の価値や魅力を十分に伝えられるよう、また、所蔵美術作品の観光資源としての活用に資するよう、内容を工夫すること。また、収蔵庫の外から見やすい文字の大きさや色等を使ったデザインにすること。

〇 「展示に係る保険契約の締結」「展示作品の修復」については、大阪府が実施するものとし、本事業の対象外とする。

○　「展示スペース」での作品展示については、少なくとも３カ月程度を確保すること。ただし、収蔵庫の内装工事や作品移動等により、上記の展示期間を確保できないことが見込まれた場合、大阪府は、協議の上、展示期間の短縮を認めることがある。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項** |
| ＜収蔵庫の設置に係る企画調整＞  ○ 業務全体のコンセプトについて、提案してください。  〇 収蔵庫の「保管スペース」について、具体的に提案してください。レイアウト案がある場合は、その内容を記載するとともに、適切な保管を行うための工夫について、記載してください。  〇 組み立てられている所蔵美術作品の分解作業や現在の作品の保管場所（府有施設）の原状復帰等、「保管スペース」に作品を輸送するにあたって、必要となる体制（梱包方法・輸送車両・利用機材・人員等）やスケジュールを記載してください。また、作品ラベルの取付方法に具体的な案がある場合は、その方法を記載してください。  〇 収蔵庫の「展示スペース」について、具体的に提案してください。レイアウト案がある場合は、その内容を記載するともに、収蔵庫の外からの鑑賞を行いやすくするための工夫について、記載してください。  〇 収蔵庫開設時の「展示スペース」における作品展示について、万博閉幕後の大阪において、そのレガシーを活かして、府民や国内外からの来阪者に鑑賞機会を提供するものであることを踏まえ、コンセプトを具体的に提案してください。　また、そのコンセプトが、所蔵美術作品の観光資源としての活用や、大阪・関西万博のレガシーの継承と、どのように関連しているか、記載してください。なお、具体的な展示作品の候補が挙げられる場合は、その内容を記載してください。  〇 作品鑑賞に必要な物品（展示パネルやキャプション等）について、美術作品の価値や魅力を十分に　伝えるための工夫や所蔵美術作品の観光資源としての活用につなげるための仕掛けについて、提案してください。また、そのデザインについて、具体的に記載してください。  ＜収蔵庫の整備＞  〇 設置場所を収蔵庫として整備するための内装工事等について、具体的に提案してください。また、実施にあたり、必要となる体制（機材・　人員等）やその手配方法について記載してください。  〇 収蔵庫内の除加湿器、照明、ショーウィンドウの整備について、具体的に提案してください。 |

**（４）情報の発信**

　収蔵庫の開設時に、その周知にあたり必要な情報の発信を行うこと。

【留意事項】

〇　収蔵庫の「展示スぺ―ス」について、国内外の幅広い世代や、現代美術に馴染みのない方を含め、　　多くの方の興味・関心を惹き、作品鑑賞につながるよう、広報を行うこと。用いる媒体については、ポスター・チラシ・懸垂幕等から、大阪府と協議の上、決定すること。なお、配布・配信にあたっては、その対象について、事前に大阪府の了承を得ることとし、配布・配信に係る費用が発生する場合は、その全額を本事業の委託料より支払うこと。

〇　Ｗｅｂサイト・ＳＮＳを用いた情報発信については、原則「大阪バーチャル美術館(enoco＋)」で実施することとし、コレクション事業の受託事業者と連携して、効果的なものとなるよう、その内容を提案すること。

〇　「展示スペース」で展示する作品をより多くの方が鑑賞したいと思えるよう、情報発信の方法を工夫すること。工夫の一環として、収蔵庫の「展示スペース」で作品鑑賞を行う等のイベントを実施してもよい。　その場合は、鑑賞方法を解説する講師の手配を含め、一切の調整を行うこと。なお、「保管スペース」には、原則としてイベント参加者が立ち入らないようにすること。

○ 情報の発信にあたっては、著作権に留意し、必要に応じて、作品の作者・著作権者へ広報媒体等への掲載について、許諾を取ること。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項** |
| 〇「見せる収蔵庫」の周知について、国内外の幅広い世代や、現代美術に馴染みのない方を含め、多くの方の興味・関心を惹く内容・広報手法（広報先・媒体等）を提案してください。  ○ Ｗｅｂサイト・ＳＮＳを用いた情報発信について、コレクション事業の受託者と連携した、効果的な内容を具体的に提案してください。  ○「展示スペース」で展示している作品について、より多くの方が鑑賞したいと思えるよう、情報発信に関する工夫を提案してください。 |

**（５）業務の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力**

各業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築すること。

【留意事項】

〇　業務に従事する者のうち、少なくとも１人は学芸員等、現代美術に精通しており、美術作品の輸送や展示、保管にかかる調整について必要な能力を有する者とすること。なお、必要な業務を担えるのであれば、顧問やアドバイザー等、委託事業者の従業員ではない者をあてることは妨げない。その際の報酬等については、　法令を遵守し、委託事業者で適切に対応すること。

〇　同種又は類似業務（美術作品等の輸送や展示にかかる企画業務）の実績がある場合は、過去（令和２年４月１日以降）の実績について示すこと。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項** |
| 〇業務の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。なお、現代美術に精通している人員については、求める能力を有することがわかるよう、氏名・職務経歴等を明記してください。  〇業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュールを提案してください。  〇令和２年４月１日以降、本事業の公示日までに履行した同種又は類似の業務（美術作品等の輸送や展示にかかる企画業務）の実績がある場合には、その詳細が分かる資料を別途提出してください　（様式自由）。 |

≪留意事項（共通）≫

・大阪府との協議にあたっては、大阪府が十分にその内容を検討できるよう、ラフ画、イメージ図、表等を　用いて、わかりやすく、その内容を提示すること。提示内容に対して、大阪府から内容の変更や追加・　　修正を求めることがあるので、真摯に対応すること。

・大阪府からの指示に基づき、大阪府の関連施策、市町村、経済団体、教育機関等の関係機関と連携し、事業効果を高められるよう取り組むこと。

・美術作品の保管等のため収蔵庫内に設置する物品については、事前に事業終了後の取扱いを大阪府と協議の上、調達すること。

6　成果物の納入とその時期

　　 本事業の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。紙媒体１部及び電子データを納入すること。

なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 成　果　物 | 内　　　　容 | 納入時期 |
| ①業務実施計画書 | 業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を事業実施計画としてまとめたもの | 契約締結日後１４日以内 |
| ②業務実績報告書 | 業務の実施経過、実施結果をまとめた報告書  （収蔵庫内の作品配置図を含めること） | 令和８年３月１９日（木曜日）　まで |
| ③業務完了報告書 | 業務を完了したことが記載されたもの | 令和８年３月３１日（火曜日） |
| ④収支精算書 | 業務の収支精算書に支出額の内訳書を添付 | 令和８年３月３１日（火曜日） |

7　委託業務の一般原則

(1)　委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務遂行上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、事業の実施にあたり、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。

（２）業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子　　データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。

（３）委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。

（４）委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に　　実施するものとする。

（５）業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

（６）再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

8　権利義務の帰属

**(1) 成果品の帰属等**

・本事業の実施により得られた成果品、情報、物品等については、全て大阪府に帰属する。

・成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページやSNSアカウント等において掲載する。

**(2) 著作権及び個人情報の保護等について**

・本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等に　　　　ついては、大阪府に帰属するとともに、事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できる　ものとする。

・委託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。また、展示作品のキャプション等、本事業の成果物で使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像権、商標権などの権利関係の処理・調整については委託事業者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託事業者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

9　経費の取扱い

(1) 委託事業者は本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。

(2)　本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費を賄ってはならない。また、営利のみを目的とした経費、親睦を深めるための交際経費、その他本事業と無関係と思われる経費については対象外とする。

(３)　大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に　　　応じて調査することができる

(４) 委託事業者は業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の　　確認を受けること。なお、経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

10　その他

(1) 委託事業者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

(２) 見積りの詳細については、大阪府と事業の委託契約を締結する際に協議すること。

(３) 大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことを　　もって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

(４) 全ての証拠書類は業務終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

(５) 個人情報の取扱いについては特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人　情報保護の観点から委託事業者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫

業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。委託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守　する旨の誓約書を提出させること。

（６）委託事業者は、契約締結後、定期的に業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること。日常的な報告に加え、毎月１０日までに前月の事業実施状況を書面で報告すること。（報告様式は別途協議）

（７）委託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の　　抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

（８） 大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

（９） 紛争が起きた場合、委託事業者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。

（１０） 業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。

(１１) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。